

年 月 日

盛岡市長 様

申請者 氏 名

特定不妊治療費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記により申請します。  
なお、助成の適正な判断をするために、盛岡市以外の自治体に対する情報の照会・提供及び医療機  
関に対する治療内容等の照会について同意します。

申請額(男性不妊治療分除く)		_____ 円	
申請額(男性不妊治療分)		_____ 円	
申請額合計		_____ 円	
夫	(ふりがな)	生年月日	S・H 年 月 日生 ( 歳)
	氏 名		
妻	(ふりがな)	生年月日	S・H 年 月 日生 ( 歳)
	氏 名		
住 所	〒 _____ 電話 ( )		
※夫と妻の住所異 なる場合は記入	〒 _____ 電話 ( )		
過去の助成の 有無 (該当する箇所に○を付ける か、又はご記入 ください。)	過去に治療にかかる助成を受けたことがありますか。(予定も含む。) (男性不妊治療分除く) ない ・ ある → 過去 ( ) 回 助成を受けた自治体名 ( ) 最終受給時期 年 月頃		
	(男性不妊分) ない ・ ある → 過去 ( ) 回 助成を受けた自治体名 ( ) 最終受給時期 年 月頃		
	助成によ って出生 した子	ふりがな ( )	生年 月日 H・R 年 月 日 子が出生した後の助成回数 ( ) 回
希望する支払 い金融機関	金融機関名		支店名
	口座の種類 普通・当座・貯蓄		口座番号
	口座名義人 (申請者と同じ名義とする。)		

※盛岡市記入欄

受給者番号							(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日
-------	--	--	--	--	--	--	----------------	-------

- (注意) 1 申請期間は、治療終了日から3ヶ月以内です。
- 2 添付書類 ※(3)(4)(5)は、省略できる場合があります。
- (1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
  - (2) 指定医療機関等の発行した領収書及び明細書
  - (3) 夫婦関係にあることを確認できる書類
    - ア 法律婚の場合 住民票・戸籍謄本
    - イ 事実婚の場合 両人の住民票・両人の戸籍謄本・両人の事実婚関係に関する申立書
  - (4) 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については、前々年）の所得額を証明する書類（令和3年3月31日までの治療終了者に限る。）
  - (5) 助成を受けた後に出産し又は妊娠12週以降に死産に至ったことを確認できる書類
    - ア 助成を受けた後に出産した場合 住民票及び戸籍謄本
    - イ 助成を受けた後に妊娠12週以降に死産に至った場合 死産届の写し等
  - (6) 印鑑（朱肉使用に限る、浸透印不可）

治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

1 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、社団法人日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

2 報告の内容・方法

各医療機関から、社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで      | II 妊娠から出産まで  |
| (1) 患者（女性）の年齢   | (1) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因       | (2) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 |              |

以前の受給歴について、以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算の公正な支出を行うため、一夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。他都道府県等から転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認する必要がありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。